



平成 20 年 3 月 27 日

各 位

会 社 名 イー・レヴォリューション株式会社  
代表者名 代表取締役社長 久保 亮三  
( J A S D A Q コード 4233 )  
問合せ先 経営管理部長 関根 收務  
電 話 03 - 5209 - 1152

### テクニカル上場申請取下げについてのお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、プリヴェ ファンド グループ株式会社株式について、本日、東京証券取引所（以下、「東証」という。）へのテクニカル上場申請の取下げを行うことを決議し、東証へ申請いたしました。当該取下げについては、東証に受理された上、手続上テクニカル上場承認が取消され、平成20年4月1日に予定されていたプリヴェ ファンド グループ株式会社株式の東証市場第二部への上場は取止めとなりましたので、以下のとおりお知らせいたします。

### 記

当社は、当社を合併存続会社とし、当社の親会社であるプリヴェ企業投資ホールディングス株式会社（東証二部：コード6720。以下「プリヴェ企業投資」という。）を合併消滅会社として、平成20年4月1日を効力発生日として合併し、当該合併存続会社の商号は、「プリヴェ ファンド グループ株式会社」に変更されます（本店所在地（予定）東京都千代田区霞が関3-2-1、代表取締役社長（予定）松村 謙三）。また、プリヴェ ファンド グループ株式会社株式は、平成20年3月3日に東証より東証市場第二部への上場承認（平成20年4月1日上場予定）を受けていました。

一方、プリヴェ企業投資株式は、プリヴェ企業投資が平成16年4月1日に日産自動車株式会社より静岡日産自動車株式会社を買収・子会社化した際に、東証から「新規上場審査基準に準じた審査を受けるための猶予期間」入り銘柄の指定を受けております。猶予期間終了日である平成20年3月31日までに新規上場審査基準に準じた基準に適合することが確認されない場合、プリヴェ企業投資株式における猶予期間はプリヴェ ファンド グループ株式会社株式に引き継がれます。また、プリヴェ ファンド グループ株式会社株式については、猶予期間が終了した後、最初の有価証券報告書の提出日から起算して8日目（休業日を除外する。）までに、新規上場審査基準に準じた審査に係る申請が行なわれない場合、整理銘柄に指定された上で上場廃止となります。

このため、プリヴェ ファンド グループ株式会社は、平成20年6月下旬に、平成20年3月期を基準年度とした新規上場審査基準に準じた審査の申請を行なう予定でありましたが、株式相場の低迷等により当該審査に係る利益基準を充足できない見込みとなったため、当該申請を行なわないこととするとともに、プリヴェ ファンド グループ株式会社株式について、東証へのテクニカル上場申請の取下げを申請し、平成20年4月1日に予定されていた東証市場第二部への上場を取止めることといたしました。

これにより、プリヴェ ファンド グループ株式会社株式については、平成20年4月1日以降、東証でお取引いただくことができなくなりますが、一定の条件の下で株式会社ジャスダック証券取引所（以下、「ジャスダック」という。）での上場が維持されますので、株主の皆様におかれましては、プリヴェ ファンド グループ株式会社株式について引き続きJASDAQ市場でお取引いただくことができます。

しかしながら、プリヴェ ファンド グループ株式会社株式は合併効力発生日である平成20年4月1日からジャスダックにおける猶予期間に入ることが見込まれております。たとえ猶予期間中であっても株式の売買はこれまでどおり可能であります。また、プリヴェ ファンド グループ株式会社は速やかに新規上場審査基準に準じた審査の申請を行う予定であり、早期に猶予期間入り銘柄から解除されるよう対処する所存であります。

また、猶予期間が終了した時点において仮に新規上場審査基準に準じた審査が終了していない場合、その翌日からプリヴェ ファンド グループ株式会社株式は監理ポストへ割当てられ、投資者への周知が図られることとなります。尚、当該審査が終了次第、猶予期間入り銘柄から解除されるか、上場廃止が決定された上で整理ポストへの割当のいずれかが決定いたします。プリヴェ ファンド グループ株式会社は、猶予期間内に新規上場審査基準に準じた審査に適合するよう努力いたします。

以 上